

埼玉県消費生活支援センター会計年度任用職員（消費者情報発信員）

募集要項

埼玉県では、次のとおり埼玉県消費生活支援センターに勤務する会計年度任用職員（消費者情報発信員）を募集します。

1 職務内容・募集人員等

(1) 募集職種

消費者情報発信員

(2) 募集人員

1名

(3) 勤務場所

埼玉県消費生活支援センター

（川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階）

(4) 職務内容

消費生活支援センターホームページ、X等の管理、情報発信

消費者啓発資料、講演会等のポスター、チラシ等の作成

その他事務補助

(5) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

2 応募資格

- (1) 次のア～ウのいずれかの要件を満たし、消費者教育・啓発に関心が高く、パソコン（インターネット、電子メール、SNS、Word、Excel、Photoshop等）の操作経験があり、意欲を持って職務にあたることができる人
- ア 広報誌、情報誌、雑誌などの出版物の企画・編集経験がある人
イ ホームページやツイッター等の作成及び管理等の操作ができる人
ウ 講演会等のポスターやチラシの作成ができる人

- (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

(1) 勤務日

週4日（原則として土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）29時間

(2) 勤務時間

午前8時45分から午後5時まで（休憩時間を除く）

(3) 報酬

月額 154,800円～185,800円

※報酬は、学歴・経験等を考慮の上、決定します。

(4) 諸手当

期末手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(5) 交通費

実費相当分を支給（県の規定による）

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(6) 社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

(7) 有給休暇

年次休暇10日（初年度）・夏季休暇4日（5月から10月の期間内）

（県の規定による。変更される場合があります。）

※「3 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めによるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかつたりする場合があります。

4 選考方法

(1) 一次審査：提出書類による書類審査

志望動機を400字以内で記述してください。

結果は令和8年1月23日（金）に応募者全員に発送します。

(2) 二次審査：一次審査の合格者を対象に面接を実施

面接は、令和8年1月30日（金）です。詳細な時間等は追って連絡します。

結果については、令和8年2月6日（金）に発送します。

5 提出書類

(1) 履歴書（様式第1号）、身上書（様式第2号）

※職務の経歴を詳しく記入してください。

※一次審査の結果と面接等の日程を連絡するため、平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

(2) 志望動機記述用紙

（志望動機を400字以内で記述してください。）

任意での用紙でも構いませんが、その際は文字数を記載してください。

6 申込期限等

(1) 申込方法

応募書類を埼玉県消費生活支援センター（本所）まで直接持参するか、下記応募・問合せ先まで郵送してください。郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（消費者情報発信員）採用選考申込書在中」と朱書きしてください（電子メール及びFAXでの応募は御遠慮ください。）

(2) 受付期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月16日（金）

* 郵送の場合 令和8年1月16日（金）必着

* 直接持参の場合 受付時間 9時から17時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は除く）

7 応募・問合せ先

埼玉県消費生活支援センター（本所） 情報・学習支援担当 倉知

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階

TEL 048-261-0975